

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：私立学校振興費

事業名 私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 私学振興・青少年課 私学助成係 電話番号：058-272-1111 (内 2461)

E-mail：c11151@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 9,174 千円 (前年度予算額：8,250 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	8,250	8,250	0	0	0	0	0	0	0
要求額	9,174	9,174	0	0	0	0	0	0	0
決定額	9,174	9,174	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・国の平成26年度当初予算により、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間経過後も継続して授業料の支援を行う。

(2) 事業内容

- ・県内の私立高等学校等に在籍する生徒が、学校設置者を通じて県に申請し、学校設置者が生徒に代わって就学支援金を受領して授業料に充当する。
- ・支給期間の上限は、全日制12月、通信制24月まで支給。
- ・月額授業料を設定する学校(課程)の生徒については、公立高等学校授業料相当額(月額9,900円)から、私立高校の平均授業料を勘案した額(同24,750円)を支給。
- ・単位あたり授業料を設定する学校(課程)の生徒については、月額授業料を設定する学校と同じで、保護者等の課税所得を基準に判断し、基本額から私立高校の平均授業料を勘案した水準(従来は、最大2.5倍まで、授業

料を上限として段階的に支給。(通算上限 74 単位、年間上限 30 単位は設定しない。)) まで支給。

- ・支給対象は、いずれも世帯年収 910 万円未満の生徒に限られる。

(3) 県負担・補助率の考え方

【補助率】 国 10/10

(4) 類似事業の有無

- ・私立高等学校等就学支援補助金

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	9,174	学び直し支援金(私立学校)
合計	9,174	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

文部科学省の高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱により、すべての都道府県が適用される。

(2) 事業主体及びその妥当性

岐阜県私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金交付要綱及び岐阜県私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金交付要領の規定により、私立高等学校等に係る中途退学者学び直し支援金の受給資格の認定及び支給は、県が行う。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す者に対し、教育に係る経済的負担の軽減を目的として、学び直し支援金を支給する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
/	— ()	/	/	/	/	% —

○指標を設定することができない場合の理由

低所得者に対する修学支援であり、数値目標の設定ができない

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 県内の私立高等学校等に在学する対象の生徒に対し、学び直し支援金を支給した。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 高等学校等を中途退学した者に対し、低中所得者世帯への教育費負担の軽減に貢献している。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	国民的な教育機関となっている高等学校等で学ぶことによる教育の効果は広く社会に還元されるものであることから、その教育費について社会全体で負担していくという点で必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、私立高等学校等で安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担軽減が図られている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	学校設置者が生徒の代理で受領し、授業料と相殺することになっており、簡便かつ確実に授業料負担の軽減が図られている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 平成 26 年度から創設された補助金であり、低中所得者層の教育費負担の軽減を図っているため、対象の生徒が増加することが見込まれる。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 保護者等の教育費負担の軽減を図ることを通じて、教育の機会均等に資することができるよう、対象となる私立高等学校等生徒に対して、今後も学び直し支援金を支給する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	